しょうがいしゃの移動サービスについて

1. 移動サービスの支援の現状

【市事業】(平成26年度事務報告書)

- ・リフトカー運行事業委託(利用件数 2,827 件、運行距離 22,416 km)
- ・リフト付乗用自動車運行事業費補助(利用件数 1,877 件、利用日数 365 日)
- ·身体障害者自動車運転免許教習助成(2人)
- ・身体障害者自動車ガソリン費助成(340人)
- ・福祉タクシー利用券(利用証発行人数 653 人、67,500 枚、協力会社 19 社)
- ・コミュニティバス、コミュニティワゴンの料金割引(半額、障害者手帳等の確認が必要)

【市以外】

- ・タクシー・福祉タクシー(一部)の料金割引(1割引、障害者手帳等の確認が必要)
- ・路線バスの料金割引(半額、障害者手帳等の確認が必要)

【その他】

- ・UDタクシー導入補助(国・都補助有)
- ・福祉タクシー導入補助(都補助有)
- 2. 主な移動手段について
 - ・ 自家用車 (家族の車)、自転車
 - ・路線バス、コミュニティバス、コミュニティワゴン
 - ・タクシー、UDタクシー
 - ・福祉タクシー、福祉有償運送
- 3. 今後の施策の方針について(案)
 - ・しょうがいの状態やその人の生活にあった交通が必要であり、情報の提供、利 便性向上のための検討が必要である。
 - ・バリアフリーの推進が必要である。
 - ・ドア・ツー・ドア型交通サービスの拡充の検討が必要である。

- ・S T サービスの検討が必要である。(Special Transport Service)
 - ※地域で生活する高齢者・障害者の移動手段として、利用者の住居近くから目的地まで の送迎サービスを提供するもの。主に身体的 状態の制約により、バスや鉄道などを 利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。(国土交通省)